

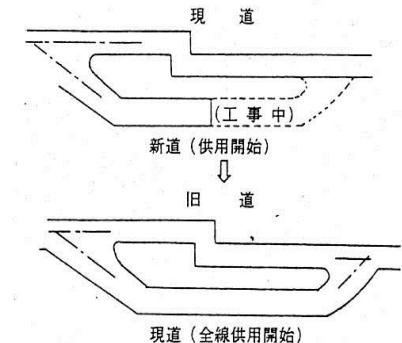
## 一用語の説明一

### 現道・旧道区分

現道とは、旧道、新道以外の道路をいう。

旧道とは、バイパス等の建設にともない建設前の元の道路が他の道路として編成（入）されず存在する場合、その元の道路をいう。

新道とは、バイパス部分が現道に連結されないで部分的に供用されている区間をいう。



### 総延長

起点から終点までの延長（重用延長、未供用延長、実延長および渡船延長を加えた延長）をいう。

延長は、道路中心線上を測定した延長をいう。

### 重用延長

道路法第11条第1項から第3項までの規定により、上級の路線に重複している区間の延長をいう。なお、同一道路種別の重用延長については、同条を準用し、路線コードの若い番号の路線に重用している区間の延長をいう。また、道路交差点内においても上記と同様に取扱うものとする。

### 未供用延長

路線の指定および認定の告示がされているが、未だ供用開始の告示がされていない区間の延長をいう。

### 渡船場

海上、河川および湖沼の通過するための渡船場施設のうち、道路法の規定に基づき供用開始されているものをいう。民営の渡船施設については、渡船場に該当せず、未供用延長として取扱う。

### 実延長

道路法の規定に基づき供用開始の告示がされている区間のうち、重用延長、渡船区間を除いた区間の延長をいう。

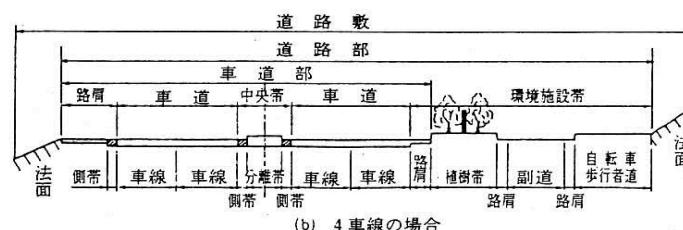
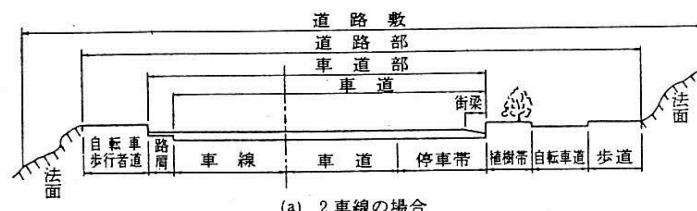
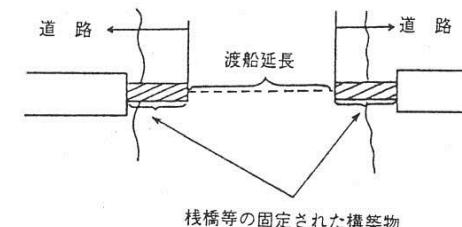
### 道路面積

道路敷面積とは、境界線（杭）から境界線（杭）までの幅員に対する面積をいう。

道路部面積とは、車道、歩道等、中央帯および路肩を加えた幅員に対応する面積をいう。

車道面積とは、車線、停車帯、非常駐車帯および待避所を加えた幅員に対応する面積をいう。

中央帶面積とは、分離帯および側帯を加えた幅員に対応する面積をいう。



## 歩道等設置道路延長

実延長区間における当該道路の部分として設けられた歩道等の設置道路延長（道路中心線上の延長）をいう。なお、道路の部分として設けられた歩道等とは、歩行者および自転車の通行の用に供するため緑石、防護柵等により車道部と区画されたもの（ただし、幅員が0.75m以上あるものに限る。）または、建設にあたり人家等の障害物により車道部から離れて設けられたもので同一路線の部分として設けられたものをいう。

## 歩道等延長

実延長区間における歩道等設置区間について、歩道等部分の中心線上の延長を、左右合計した延べ延長をいう。

## 規格改良済

昭和34年3月31日以前に改築された道路

道路構造令細則案（内務省土木局昭和10年6月土木会議決定）の規格に適合するものをいう。

昭和34年4月1日以降に構築された道路

旧道路構造令（昭和33年8月1日政令第244号）の規格に適合するものをいう。

旧道路構造令第34条の特例により構築された道路は、規格改良済として取扱う。

昭和46年4月1日以降に改築された道路

道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）の規格に適合するものをいう。

道路構造令第38号の特例により改築された道路は、規格改良済として取扱う。

## 自動車交通不能区間

未改良道路（供用を開始している）のうち幅員、曲線半径、勾配その他道路状況により、最大積載量4トンの貨物自動車が通行できない区間をいう。階段のみで路線認定され、供用開始しているときは、交通不能区間にに入る。なお、車両制限等一時に通行の禁止又は制限されているもの、または災害その他により、現在交通不能であっても、一年以内に復旧完成の見込みのあるものは、自動車不能区間に該当しない。

## 高級舗装

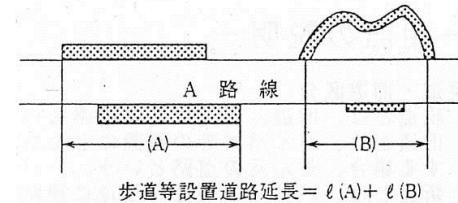
アスファルト系高級とは、アスファルト舗装要綱（日本道路協会発行）に基づくものをいう。

二車線以上の道路を交通の質と量に応じた規格によって舗装するもので、一般に表層の厚さ5cm、基層の厚さ5cm、路盤は、上層路盤10cm～30cm、下層路盤10cm～50cmから構成される舗装をいう。

## 簡易舗装

アスファルト系簡易とは、簡易舗装要綱（日本道路協会発行）に基づくものをいう。

一車線改良または未改良の道路で行われる舗装で、3cm～4cmの表層工と7cm～20cmの路盤工で構成される。



$$\text{歩道等設置道路延長} = l(A) + l(B)$$

